

令和 7 年度

# 帯広市地域自立支援協議会 権利擁護部会について

令和8年2月26日 帯広市地域自立支援協議会 事務局

## 目次

- 1 自立支援協議会とは？
- 2 帯広市地域自立支援協議会 組織図
- 3 権利擁護部会について
- 4 相談事例等フロー図  
(相談窓口と会議の関係)

## 1 自立支援協議会とは？

障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の実現を目的とし、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、帯広市地域自立支援協議会を設置する。

帯広市地域自立支援協議会では、障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言等の必要な支援を効果的に実施するために、地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

2

## 1 自立支援協議会とは？

障害のある人が地域で暮らし続けるためにはどうしたら良いか、関係者が集まり  
官民協働で考える場

帯広市地域自立支援協議会は、民間が行政に要望や陳情をする場ではなく、行政と民間が対等な関係で、障害のある人もない人も平等に暮らせる地域づくりを検討する場としています。

官民がお互いを尊重し合い、地域の課題を共有し、力を合わせて解決を図る官民協働を基本としています。

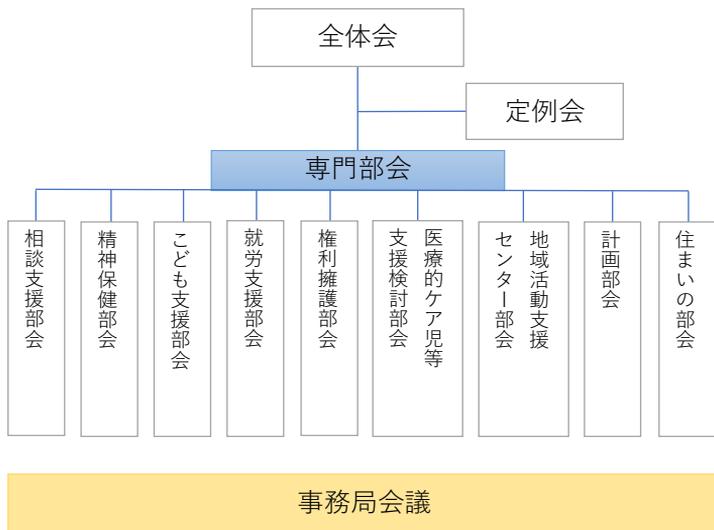
そのためには、参加者が抱えるケースや地域の課題を参加者全員が自らの課題として受け止め、ともに解決しよう、自分のところでは何ができるのか、一歩でも前進しようというスタンスで協働していくことが必要です。

協議会は、住民個々人の困り事や様々な意見が出される場であることから、参加者には守秘義務があります。



3

## 2 帯広市地域自立支援協議会 組織図



## 3 権利擁護部会について（目的）

### 帯広市地域自立支援協議会「権利擁護部会」設置取扱基準（1目的）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づく障害者差別解消支援地域協議会の機能を担い、**帯広市の行政区域において、関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に実施**するとともに、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条の規定に基づき、**関係する行政機関、民間団体等との連携協力体制を築き、本市における障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援等を適切に実施**することを目的とする。

### 3 権利擁護部会について（取組事項）

#### 帯広市地域自立支援協議会「権利擁護部会」設置取扱基準（2取組事項）

- ア 複数の機関等によって、紛争の防止や解決を図るべき事案の対応
- イ 複数又は単独の構成機関等が対応した相談事例の共有
- ウ 障害者差別に関する相談体制の整備
- エ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析・検討
- オ 障害特性の理解及び障害者虐待防止に関する研修・啓発、取組の周知・発信
- カ 障害者虐待防止に関する各機関及び団体の現状や課題等に関する情報交換、協議及び検討
- キ 障害者虐待の予防対策、早期発見、早期対応及び支援に関する情報交換、協議及び検討
- ク その他目的を達成するために必要な事項に関する協議、検討及び情報交換

6

### 3 権利擁護部会について（会議の種類）

#### 帯広市地域自立支援協議会「権利擁護部会」設置取扱基準（5会議）

部会には、代表者会議及び実務者会議を置き、会議は部会長が招集する。また、部会長は、議事の内容により、構成員以外の関係機関、団体に所属する者を出席させることができる。

##### （1）代表者会議

代表者会議は、全構成員の参集により年1回以上開催し、障害者差別の解消や障害者虐待の防止等に関する情報交換を行うほか、機関・団体等における相談事例や次号の実務者会議における事案の共有等を行う。

##### （2）実務者会議

実務者会議は、複数の機関・団体等により解決する必要のある事案が発生した場合又は構成員から課題解決などのため、会議の開催を求められた場合に開催することとする。

7

### 3 権利擁護部会について（その他の規定）

#### 帯広市地域自立支援協議会「権利擁護部会」設置取扱基準（一部抜粋）

##### 6 障害者差別解消に関する相談体制の整備

(1) 障害者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談に的確に対応するための相談窓口を帯広市市民福祉部福祉支援室障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）並びに基幹相談支援センター（以下「支援センター」という。）に設置する。

##### 7 事務局

(1) 部会の運営に必要な事務を処理するため、障害福祉課並びに支援センター内に事務局を置き、支援センターは障害福祉課と協議、連携して事務の処理に当たる。

##### 8 守秘義務

構成員及び会議に出席した関係者等は、正当な理由がある場合を除き、その知り得た秘密を他に漏らしてはならない。構成員及び関係者等でなくなった場合も同様とする。

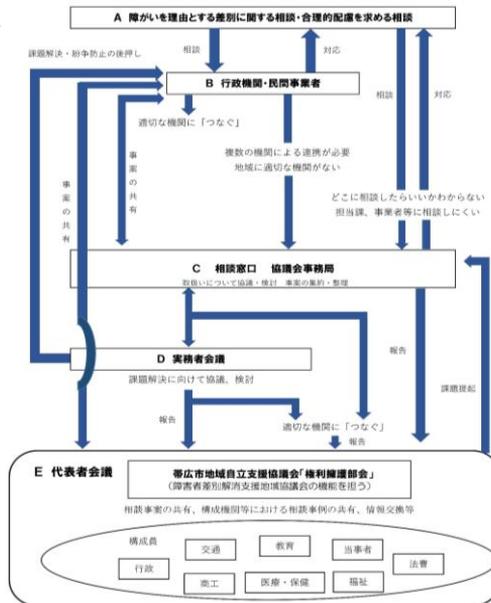
### 4 相談事例等フロー図（相談窓口と会議の関係）

#### 障害者差別に関する相談の場合

**C 相談窓口 協議会事務局**  
⇒帯広市障害福祉課と十勝障がい者総合相談支援センター

**D 実務者会議**  
⇒複数の機関等により解決する必要がある事案が発生した場合など、必要とする構成員の参加により実施する会議

**E 代表者会議**  
⇒今回実施している会議



## 4 相談事例等フロー図（相談窓口と会議の関係）

### 障害者虐待に関する相談の場合

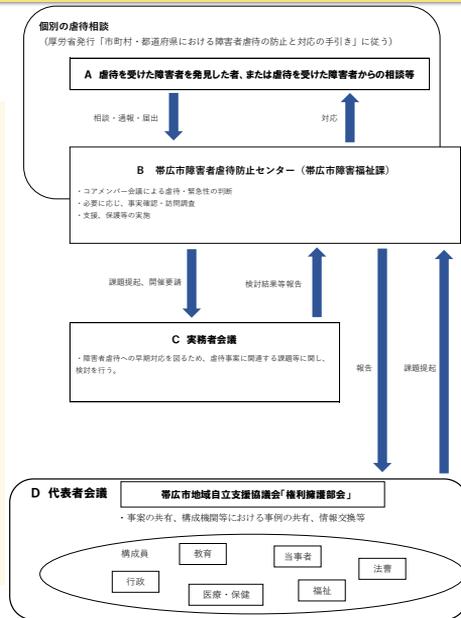
#### B 帯広市障害者虐待防止センター （帯広市障害福祉課）

#### C 実務者会議

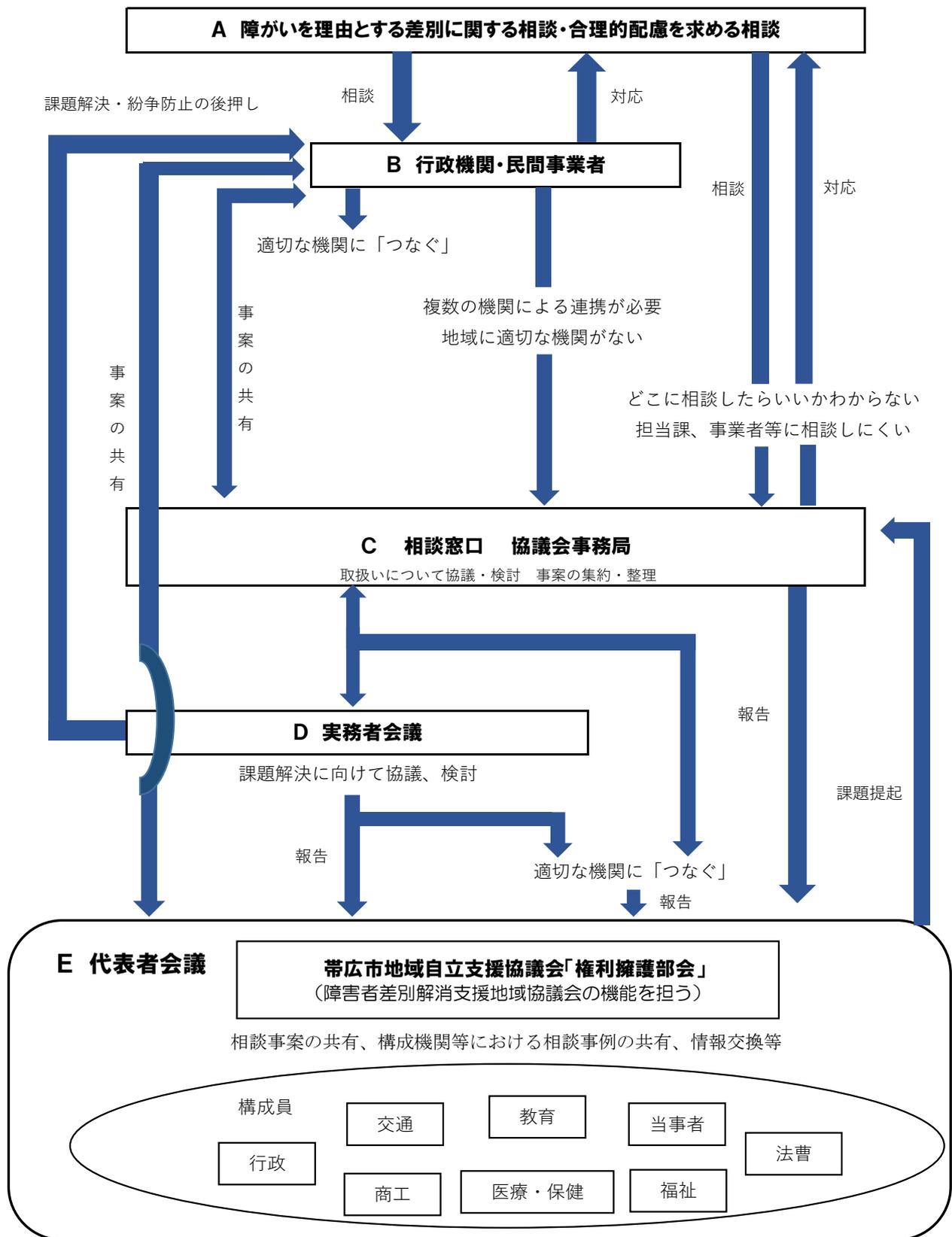
⇒複数の機関等により解決する必要のある事案が発生した場合など、必要とする構成員の参集により実施する会議

#### D 代表者会議

⇒今回実施している会議



# 障害者差別に関する相談事例等フロー図



# 障害者虐待に関する相談事例等フロー図

